

福祉用具レンタル上限価格 今年度の見直しは実施せず

新製品は予定通り、今年度スタート

厚生労働省は先ごろ、福祉用具貸与の上限価格について、今年度は見直さないことを決めました。ただし、月平均 100 件以上貸与されている新製品は、当初の予定通り、今年度から 3 カ月ごとに上限が設定され、年 4 回の実施を予定しています。4 月 10 日に開催された同省の社会保障審議会介護給付費分科会で提案され、了承されました。2020 年度以降の上限価格制の見直しについては、今年度に新たな調査を実施し、改めて検討されます。

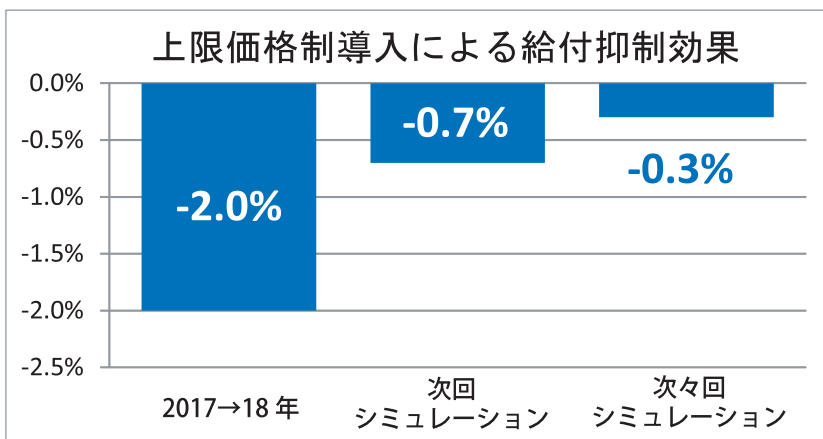
福祉用具貸与の上限価格制は昨年 10 月、外れ値解消や価格のばらつきの是正を目的に導入されました。月平均 100 件以上貸与されている製品が対象で、初回は、昨年 7 月に 2807 商品の価格に上限と全国平均が設定されました。上限価格は制度上、「おおむね 1 年に一度の頻度で見直していく」とされていますが、「施行後の実態も踏まえつつ、実施していく」ことも併記されました。

厚生労働省が実施した 18 年改定検証調査結果によると、上限価格制導入による給付削減効果は月 4.5 億円で、貸与総額の 2% に相当します。ただ、シミュレーションでは次回▲0.7%、次々回▲0.3% と上限価格見直しによる給付抑制効果は薄れていきます。その一方で、上限を超える商品を貸与している利用者の割合は広がる見込みで、今回の実績で 4 人に 1 人だったのが、次々回では 3 人に 1 人が上限を超えると厚労省は試算しています。価格変更に伴うカタログやシステム変更など、事業者の負担増は避けられなくなる見込みです。また、調査では 74% の貸与事業所が「収益が減少した（見込み）」と回答していることも報告されました。

上限設定で高額な「外れ値」排除

同分科会で厚労省は、▽上限設定により高額な保険請求自体が排除されている▽上限を超える商品を 1 件でも貸与している利用者は 25% 存在しているが、訪問回数が減ったなどの具体的なサービスの変化が生じているのは 3% 未満と限定的▽シミュレーションでは、設定された上限の見直しにより影響が拡大していくことが見込まれる▽貸与事業所の 74% が「収益が減少した（見込み）」と回答し、「商品カタログの価格修正・再印刷」「事業所内システムの改修作業の発生」が事務・経費負担になっており、今回の変更の影響を調査する必要がある——の 4 点を理由に、今年度の上限価格の更新は行わないことを提案しました。委員からは、「見直しが行われるたびに、価格変更や利用者との契約の変更など事務的な支障も大きい」、「当初の目的は極めて高額な外れ値対策。実際に外れ値がなくなっているので大きな効果があったと考えてよい。一方で事業者の収益減、事業所負担増の実態を踏まえれば、事務局案に賛成」など、賛同する意見が挙がりました。

20 年度以降は、今年度実施される介護報酬改定の検証調査で、継続的に貸与価格の実態や経営への影響を調べ、検討を行っていくことになっています。



厚生労働省のシミュレーションでは、更新を重ねるたび、給付抑制効果は薄れる一方、上限を超える利用者の割合は高まっていく